開	 会	
議	<u></u> 長	ただ今から、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会臨時会を開会し、
时艾	IX.	でにてから、十成23千分1回67、初着、二升条発施政制60歳公開の云で開云し、   直ちに会議を開きます。
		直りに去職を防さより。   本日の出席議員は、14名で会議は成立いたします。
		(14時12分)
÷¥	<u> </u>	
議	長	本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。ご了承を
H 10	5-5- a	お願いいたします。
日程2	-	
議	長	日程第1 「議席の指定について」を、行います。
		先般、5月1日付で、朝倉市議会選出の組合議員の改選、並びに、6月22日付で はいるは、1月21日で、東京には、1月21日では、1月21日には、1月21日では、1月21日
		久留米市議会選出の組合議員の改選があっておりますので、新たに組合議員になられ
		ました議員の議席を組合会議規則第4条の規定によって、議長において指名をしたい
		と思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。
		それでは、議席番号と議員の指名を職員に朗読をさせます。 
		施設課長
施設	課長	それでは、申し上げます。
		1番中島秀樹議員
		2番 梶原 康嗣 議員
		3番 小島 清人 議員
		4番 稲富 一實 議員
		5番 大庭 きみ子 議員
		6番 冨田 栄一 議員
		7番 村上 百合子 議員
		12番 山下 尚 議員
		13番 田中 多門 議員
		以上でございます。
議	長	ただ今、朗読しましたとおり、議席を指定いたします。
日程	-	
議	長	日程第2 「副議長の選挙について」を、行います。
		お諮りします。
		選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦に
		したいと思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。
		お諮りします。
		指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

		副議長に、朝倉市議会選出の「1番 中島秀樹議員」を指名します。
		お諮りします。
		ただ今、指名いたしました、朝倉市議会選出、「1番 中島秀樹議員」を、副議長
		の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、朝倉市議会選出の「1番 中島秀樹議員」が、副議長に当選されまし
		た。
		中島秀樹議員は欠席でありますので、あいさつは抜きで終わりたいと思います。
日程第		
議	長	日程第3 「会議録署名議員の指名」を、行います。
		本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、
		11番 桒野光雄議員、12番 山下尚議員を指名します。
日程第		
議	長	日程第4 「会期の決定について」を、議題とします。
		お諮りします。
		本臨時会の会期は、本日、7月18日の1日間としたいと思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議なしと認めます。
	£	したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。
日程第		
議	長	日程第5 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。
AH A	<b>=</b>	組合長
組合	長	おはようございます。
		先ほど議長からもごあいさつがございましたように、未曽有の大水害に本構成団体
		が受けております。見舞われております。特に東峰村、朝倉市につきましては、甚大
		な被害が出ているということは皆様ご承知のとおりでございます。構成団体として、
		またサン・ポートとしてですね、精一杯の支援をしていくべきだと、そのように考え
		ているところでございます。
		また、会議が終わりました後には、このサン・ポートの支援状況の報告等もさせて
		いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、ごあいさつ申し上げます。
		本日、ここに、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会臨時会を招集
		日本日、ここに、十成29千第1回日本・朝倉・二井塚児旭改組日職云臨时云を招集 しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして誠
		しましたところ、職員の首様がには公松ともこ多にの中、多数に山流を煽りまして誠にありがとうございます。
		でありがとうこさいます。 ご承知のとおり7月の5日に発生いたしました九州北部豪雨災害では、当組合の構
		成市町村でもあります朝倉市、東峰村での甚大な被害が明白となっております。
		この度の議会開催に際しましては、まずもって豪雨災害の被災地、被災者の皆様に
		心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。当組合では、被災地の1日でも早い復
		興・復旧を祈願いたしますとともに、災害ごみ処理業務におきましては、最大限のご
		横りをお約束しますとともに、職員一同総力を尽くしまして業務にあたっていく所存
		励力をわれ来しよりとともに、喊員―内総力を尽くしまして業務にあたっていく別任   でございます。
		なお、かかる事態のおり、本日、当議会を開催しますことにつきましては、ご参集
		の皆様方にはご多忙極まる中、誠に配慮が至りもせず、たいへん心苦しく思うところ
		ではございますが、急ぎ議決を要します議案がございまして、地方自治法の定めによ
		てはこじて よりか、心で成八で女しより成未がこででまして、地刀日伯伝のためによ

りまして、議会を中止することが叶いませんでした。 つきましては、あしからずご容赦いただきまして、ご理解賜りますようお願い申し さて、本臨時会でご提案申し上げます案件は、議案1件のご審議を諮るものでござ います。 それでは、ご提案申し上げます案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げま ご提案いたします議案第5号は、「工事請負契約の締結について」でございます。 去る7月12日、1号炉ボイラ・第二集じん器更新修繕工事の入札を実施いたしま したところ、当組合のプラント設計・施工業者でありますJFEエンジニアリング株 式会社が369,360千円で落札しております。 つきましては、地方自治法、並びに組合条例の定めにより、当該落札業者との契約 締結につきまして、お諮りするものでございます。 サン・ポートは、操業開始から14年が経過いたしまして、施設整備の各所で老朽 化が顕在化してまいりました。 つきましては、今後はこうした施設整備費用を順次計画的に予算化いたしまして、 係る改修工事等に費用を投じていくことが必要になってまいります。ぜひともご理解 賜りますようお願いいたします。 本日は、議案1件のご審議をお願いいたします次第でございます。当組合運営上、 たいへん重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご承認くださいますよ うお願い申し上げます。 以上をもちまして、組合長あいさつとさせていただきます。よろしくご協議のほど をお願いします。 組合長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりました。 議 日程第6 議 長 日程第6 議案第5号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 説明を求めます。 施設課長 施設課長 議案書の3ページをお願いいたします。 議案第5号「工事請負契約の締結について」 1号炉ボイラ・第二集じん器更新修繕工事について、別紙のとおり工事請負契約を 締結するものとする。 本日付提出、組合長名でございます。 提案理由は、係る工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第 5号、並びに甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取 得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 議案書の4ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容でございますが、工事名は、1号炉ボイラ・第二集じん器更新 修繕工事でございます。 サン・ポートは、稼働開始から14年が経過しておりまして、老朽化が進んでおり ます。つきましては、係る対策に相応の費用を投じる時期がまいっております。 特にガス化溶融炉は、1号炉それから2号炉、2つございますけれども、いずれも ボイラ及び集じん器の改修、更新が必要な状況となっておりまして、今回は比較的損 傷が激しい1号炉のほうから先行して改修、更新に着手するものでございます。 契約の方法は、指名入札による、いわゆる1社入札を実施しておりますので、契約 の形態といたしましては、随意契約ということになります。

工事請負額は、369、360千円で、落札率は99.83%でございました。 工事請負人は、ブラント設計・施工業者でありますJFEエンジニアリング株式会 社九州支店でございます。 議案書の5ページ、別紙をご覧ください。 入札会は、平成29年7月12日に実施しております。 工事箇所は、甘木・朝倉・三井環境施設組合内ということで表示してございますけ れども、サン・ポートのごみ処理棟の内部の工事でございます。 工事概要は、1号ボイラ改修、これが一式、及び1号第二集じん器更新、これ一式、 その他でございます。 工期につきましては、平成29年7月19日から平成30年3月30日まででござ います。 なお、この度の豪雨災害がございましたので、サン・ポートでは現在、災害ごみの 処理業務の対応に尽力している状況にございます。 被災地の被災状況によりましては、改修・更新工事のために予め計画しておりまし た操業計画を、この際変更してでも災害対応に取り組んでいく必要性があるかと存じ 上げております。 したがいまして、操業計画に変更が生じました際は、工期につきましても、これを 変更、延長するなどのことをですね、考慮していきたい所存でございますので申し添 えいたします。 災害対策によりましては、工期としてここに掲げております期間を超えて、時期を ずらしてですね、工事をすることもございますので、ご認識いただきたいと思います。 以上で、説明を終わります。 長 説明が終わりました。 議 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 冨田議員 たいへん災害の中でご迷惑をかけていることは十分承知しますし、またこの付議案 冨田議員 でご苦労かけていますが、分からないというか確認したいことが1点ありまして、随 意契約と言いながら指名入札ということでありまして、指名入札というのは1者だけ を指名入札したのかな、それとも違うのかなと。特殊なことがですね、このサン・ポ ートについて、専門的なことがあるかと思いますが、そういうところについて補足し ていただければありがたいかと思います。 議 長 施設課長 施設課長 大方お察しのところで、ご案内のことと思いますけれども、今申されたようにです ね、うちのプラントがIFEエンジニアリングでございます。そこが設計・施工して おりますので、基本的にそちらの業者様の部品とかですね、機材とかを入れていくほ かないというような現状がございます。 入札、一応形式としましては指名入札ということで、1者指名の1者入札という形 は取りましたけれども、これはもう事実上ですね、競争の原理が働かない1者を選ぶ 入札になりますので、最終的に契約の形態は何かと問われますれば、それは随意契約 ということに他ならないということでございます。 ただし適正価格での契約を取り計らいますために、設計をいたしまして、予定価格 を設定いたしまして、入札という形式を取ってですね、価格を落としていくというよ うな対応を執り行ったという次第でありまして、基本的には随意契約になりますけれ ども、入札の方式で価格を下げていくですね、方策を取ったということでございます。 以上でございます。

		もう1つ、設計につきましてはですね、まずJFEエンジニアリングが必要箇所の 見積りを出していきます。これは企業側が出してきたものでございますので、これが
		適当かどうかという問題が残ります。
		これにつきましては、専門の一般財団法人でですね、日本環境衛生センターという
		ところがございます。そちらが専門にですね、こういったプラントの設計とかそれの
		確認とか、精査作業、それを行う業者でございまして、その見積りをそこできちんと
		精査しましてですね、必要な価格であるのか、人件費等が適当であるのかを精査した
		上で設計をしておりまして、それで出された価格をですね、予定価格として設定する
		ところでございます。
		これにつきましては、JFEが出してきます見積額ですね、相当分乖離をしてきま
		すので、それを設計額として一応入札という形で行います。
		先ほども申し上げますように、形式的には入札を行いますけれども、1者で、競争
		原理が働きませんので、随意契約ということで表記させてもらっております。以上で
		す。
議	長	他に質疑はありませんか。
		これで質疑を終わります。
		これから、討論を行います。
		(討論なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第5号「工事請負契約の締結について」を、採決します。
		議案第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。
		(賛成者挙手)
議	長	挙手全員です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		したがって、議案第5号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決さ
HH.		れました。
閉	会	
議	長	以上をもって、本日の日程は、全部終了しました。
		これをもって、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合臨時会を閉会いた
		します。 (14時29分)
		(11.120)3)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。			
議長			
議員			
議員			